茨労基発 0224 第 6 号の 2
令和 3 年 2 月 24 日

一般社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会
茨城支部 支部長　殿

茨 城 労 働 局 長

緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への
感染予防及び健康管理について（要請）

平素より、労働行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和３年２月２日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、栃木県を除く 10 都府県については、３月７日まで緊急事態措置の実施期間が延長されたところです。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「職場への出勤等」の項目に関し、従来の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たって、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の５つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して取組状況の確認を働きかけるとともに、当局に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すことといたしました。

つきましては、貴団体の関係事業場に対し、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の設置について周知いただくとともに、各事業場において、リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の５つのポイント～を確認しましょう！」（別添）も含めた関連資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

を活用した職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られるよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。